

千葉県医師修学資金 よくある御問い合わせ（申請書類）

修学資金貸付申請書

問1 年齢は、申請時点の年齢でしょうか。それとも、年度末における年齢でしょうか。

答1 申請時点の年齢を記載ください。

問2 これから受験しますが、「大学名」にはこれから受験する大学名を記載すればいいでしょうか。

答2 御見込みのとおりです。なお、地域枠受験の場合、貸付申請書は入学が決定してから県に回付されます。

問3 受験の段階でも、口座番号を記載する必要がありますか。

答3 必要です。なお、名義は必ず貸付を受ける御本人（申請者）の名義としてください。

問4 申請者の現住所と住民票上の住所が異なりますが、どちらを記載すればいいですか。

答4 入学後、貸付決定通知や手引きなどをこちらから郵送する際は、申請書に記載いただいた住所地へ発送します。したがって、郵便物を受領できる住所を記載ください。（申請時に記載した住所から引っ越した場合は、随時、県に御連絡ください。）

誓約書

問1 連帯保証人の2名は、申請者の両親でよろしいでしょうか。

答1 不可です。1名を申請者の親にした場合、もう1名は、原則、独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる、親以外の方を選任する必要があります。（申請者と連帯保証人が生計を一にしていることは問題ありません。2名の連帯保証人について、それぞれが独立している必要があります。）

問2 「独立の生計を営む」とは、具体的にどのような場合でしょうか。

答2 原則、別居していることを指します。ただし、住所が同じ場合であっても、世帯が分かれば、連帯保証人になることが可能です（ただし、両親同士は不可）。

問3 別居している両親同士であれば、双方が連帯保証人になることはできますか。

答3 不可です。両親におかれましては、別居している場合であっても、両親お二人が連帯保証人になることはできません。

問4 離婚した元親同士で、連帯保証人になることはできますか。

答4 独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる場合は可能です。同一世帯の場合は、連帯保証人になることはできません。

問5 連帯保証人は、必ず2名選任しなければなりませんか。

答5 必ず2名選任いただきます。2名選任することができない場合は、当該修学資金の申請をすることはできません。

問6 申請者が18歳の場合は、成人でしょうか。未成年でしょうか。

答6 18歳以上の場合は、成人となります。

問7 申請者は既に成人（18歳以上）していますが、連帯保証人のうち、1名を親にすることは可能でしょうか。

答7 可能です。申請者が成人していない場合は、2名のうち1名を必ず親（親権者）にさせていただく必要がありますが、成人している場合は、これに限りません。

問8 下段余白に「連帯保証人が法人である法定代理人の場合」とありますが、これはどういった場合でしょうか。

答8 未成年後見人などの場合を想定しています。自身が該当するか不明な場合は、御手数ですが御問い合わせください。

問9 連帯保証人は、無職でもなれますでしょうか。

答9 修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する方であれば、無職でも、連帯保証人になることは可能です。

なお、この場合「職業」には“無職”と記載ください。

問10 収入の制限はあるのでしょうか。

答10 収入制限などは設けておりません。修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する方であれば、連帯保証人になることは可能です。

問11 連帯保証人は、途中で変更することはできますか。

答11 可能です。変更される場合は、連帯保証人の要件に該当する方を選任するとともに、印鑑証明書を添えて「連帯保証人変更届」を提出してください。

その他

問 連帯保証人の印鑑証明書や住民票なども、出願時に提出する必要があるのでしょうか。

答 大学の「千葉県地域枠入学試験」合格後、大学が指定する入学手続に必要な書類と併せて提出します。具体的な時期は、各大学へ御問い合わせください。